

# 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年版）【概要】

## ■目的・概要

「国家機関の建築物及びその附属施設の位置、規模及び構造に関する基準」（以下「位置・規模・構造の基準」という。）に基づき官庁施設の営繕等を行うに当たり、官庁施設として必要な機能の確保を図ることを目的に、地震災害、津波災害及びそれらの二次災害に対する安全性に関する基本的事項や、保全に係る事項について定めたものです。

なお、本基準は「官庁施設の基本的性能基準」の中で別に定めるとされている耐震に関する性能について定めたものです。

## ■主な内容

- ・官庁施設の位置の選定、災害応急対策活動に必要な配置計画や規模について
- ・地震及び津波による災害時の機能を確保するための保全について
- ・建築計画上の耐震安全性の確保について
- ・構造体、建築非構造部材、建築設備の耐震安全性の確保について
- ・免震構造及び制振構造等の建築物について
- ・津波に対する機能の確保について

## ■主に使用する時期

- ・企画立案段階、設計段階、工事段階

## ■適用方法

＜業務委託等を行う際の適用方法＞

- ・企画立案に関する業務、設計業務、設計意図伝達業務、工事監理業務等の適用基準として、業務委託特記仕様書等に特記します。
- ・発注者が自ら企画立案を行う場合は、施設の性能設定に使用します。

＜業務実施時の適用方法＞

- ・本基準の技術的事項等に基づき、施設の企画立案、設計を行います。
- ・設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等や、工事監理において、本基準を確認します。

## ■適用に当たっての留意事項 [【発】発注者、【設】設計者、に対する事項]

- ・個々の建物の耐震安全性の目標の設定にあたっては、「位置・規模・構造の基準」の別表を参照して下さい。【発】
- ・この基準に定める性能の水準を満たすための標準的な手法やその他の技術的事項については「建築設計基準」「建築構造設計基準」「建築設備計画基準」「建築設備設計基準」等々に定められています。【発】【設】